

読者の皆さん、こんにちは。

さて、写真の著作物性の源である「構図」とは何でしょうか？ 写真撮影を趣味にしている人には、それが「空間の切り取り」と「時間の切り取り」であることが分かってもらえると思います。今月は、「構図」が著作権的にいかなる意義を有するかについて考えてみましょう。



ながかわ

今月も写真の著作物性について考えるよ。しっかりついてきて！

チ) センセー、写真の構成要素はたくさんあるけど、その中でも「構図」が特別に重要ななの？

な) うん。「構図」は他の要素に比べて一番重要なんだ。

チ) 「ピント」も、とっても大切だと思うけど。

な) 巧拙^{こうせつ}の判断要素としてはね。でも、下手でも著作物であることに変わりないでしょ。写真の著作物性の評価は、写真の芸術的評価と一線を画すんだ。

改めて考えると写真って奥が深いナー。



チョッキー

1. 写真の構成要素

な) さて、チョッキー。「構図」以外で、写真の構成要素にはどんなものがあると思う？

チ) 「ピント」「被写界深度」「シャッタースピード」「ライティング」とかかな。

な) どれも写真の印象を決める重要な要素だね。次の事例では、下記のような構成要素を挙げて、写真の著作物を説明しているんだよ。

事例

写真の構成要素

「カタログ広告写真事件」 知財高判 H18.3.29 平成17(ネ)10094号

「写真は、被写体の選択・組合せ・配置、構図・カメラアングルの設定、シャッターチャンスの捕捉、被写体と光線との関係（順光、逆光、斜光等）、陰影の付け方、色彩の配合、部分の強調・省略、背景等の諸要素を総合してなる一つの表現である。

このような表現は、レンズの選択、露光の調節、シャッタースピードや被写界深度の設定、照明等の撮影技法を駆使した成果として得られることもあれば、オートフォーカスカメラやデジタルカメラの機械的作用を利用した結果として得られることもある。また、構図やシャッターチャンスのように人為的操作により決定されることの多い要素についても、偶然にシャッターチャンスを捉えた場合のように、撮影者の意図を離れて偶然の結果に左右されることもある。」

チ) うわ～、たくさん挙げられてる！ きっと、判決文を書いた裁判官は写真撮影が趣味だったんじゃないのかなあ！？

な) ハハハ、そうかもね。では、ここからは写真撮影の本を参考にしてみよう。ある指南書には「1に構図、2にピント、3、4がなくて、5に露出」と書かれているよ^{※1}。

チ) ふーん、写真撮影の現場でも「構図」が重視されているんだね。

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

※1) 田中希美男『デジタル一眼で傑作写真を撮る本』、ASCII出版、p.42より

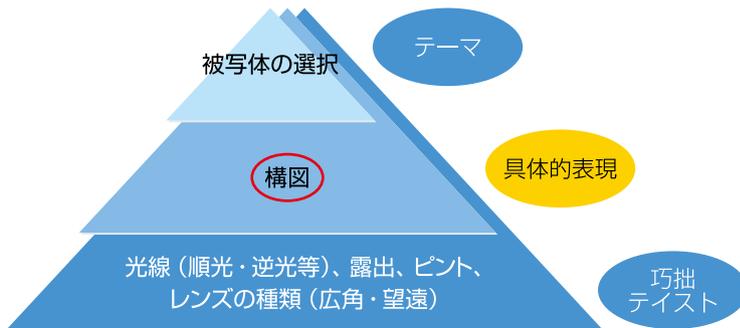
な)そう。写真撮影する際、「縁側の猫」「公園の猫」など主題を決めるけど、これらはまだ具体的な表現になっていないから著作物とはいえないよね。

チ)確かに「猫」といっても、いろんな撮り方が考えられるね。

な)その具体的な表現が「構図」というわけだね。猫の顔をアップにして、そのかわいらしさを表現しようとか、小鳥と一緒に撮って獲物を狙う緊張感を出そう……とかね。

チ)なるほど。確かに、「構図」は表現物としての写真の骨格なんだね。

な)そして、その下に「ライティング」「露光」「ピント」「レンズの種類」といった構成要素がくるわけ。確かに、構成要素によって写真の巧拙やテイストといったものが出るわけだけど、著作権的には2次的な要素だよな。



ピラミッド図でイメージを掴みましょう。



チ)へー、写真の構成要素は階層的になっているのかあ。

2. 構図とは空間と時間の切り取り

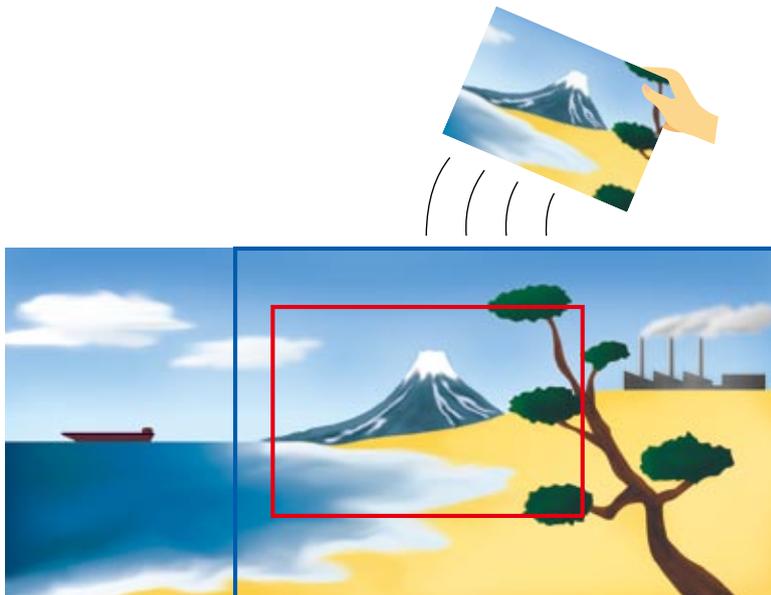
な)さらに「構図」を分解すると、次のように定義されるんだ。

構図 = 画面構成 + シャッターチャンス^{※2}

※2) 田中希美男『デジタル一眼で傑作写真を撮る本』、ASCII出版、p.43より

チ)「画面構成」と「シャッターチャンス」？

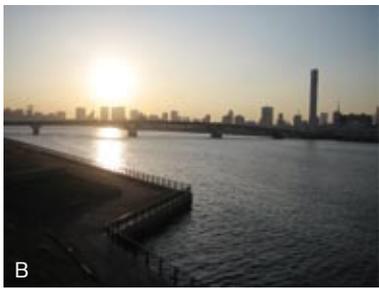
な)具体例を挙げてみよう。次の富士山の風景で、赤枠の写真撮影した場合と、青枠の写真撮影した場合で、写真の内容が違ってしまふことが分かる？



きれいな景色だね。センス、今度富士登山しよう！



※3)「新豊洲橋の夕日」
 同じ被写体でも、ワイド、ズームを切り替え、画面構成を変えると構図が変わってくる。



※4)「函館本線のレール」
 窓枠という画面構成を決めても、シャッターチャンスによって構図が変わってしまうことが分かる。

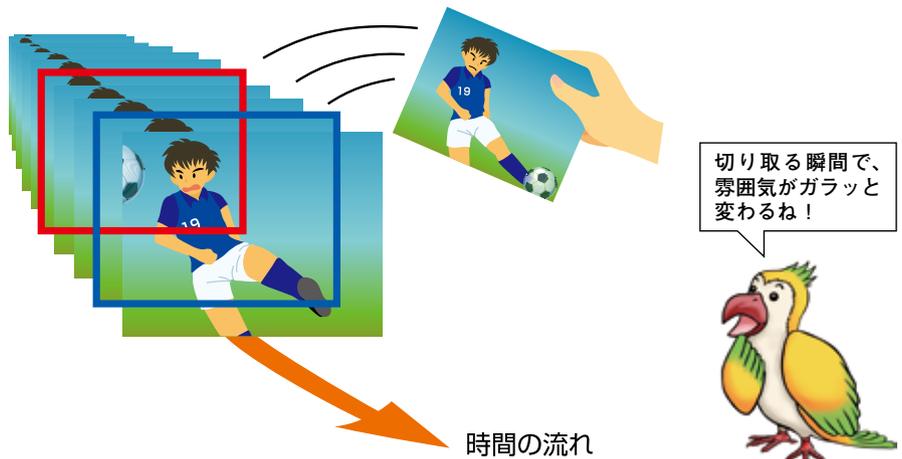


チ)どちらも同じ富士山の写真だけど、赤枠写真が富士山が主役の構図であるのに対して、青枠写真は工場まで写り込んでいて、必ずしも富士山が主役じゃないね。

な)赤枠写真は「富士山の美しさ」、青枠写真は「過去と現在の日本」という感じでしょ？ つまり、同じ風景でも、撮影者がどのような画面構成で写真を撮るかによって、主題まで変わってしまうんだ^{※3}。

チ)なるほど～。10月号で、写真は事象の切り取りに著作物性があるということが分かったけど、「画面構成」は「空間の切り取り」ということだね。それじゃ、もう一つの「シャッターチャンス」っていうのは？

な)ズバリ、「時間の切り取り」だよ。
 例えば、ある報道カメラマンがサッカーのゴールシーンを狙った場合、「画面構成」を決めたとしても、その中の対象は時々刻々と動くでしょ？ その一瞬を切り取るのが「シャッターチャンス」なんだ。
 次の例を見てみよう。



チ)サッカーボールをキックした瞬間と、サッカーボールがゴールに飛んでいく瞬間で、写真の雰囲気が変わるね。

な)でしょ？ 商品カタログ用の写真なんかと違って、スポーツの報道写真など被写体が動いている場合は、まさにシャッターチャンスが重要だということが分かってもらえたかな？^{※4}

チ)連写式のカメラで撮影して、一連の写真から1枚を選択した場合は？

な)それだって同じだよ。決定的な瞬間を狙ってシャッターボタンを押すという技量は、もちろんプロの写真家として重要な能力だけど、「技量」は著作物性の要件ではないことを思い出して。どのように撮影したとしても、その写真が「表現」として成立していれば、それでいいんだよ。

チ)そのうち、動画で高画質撮影して、そこから写真を切り出す時代がくるのかぁ……。なんか、寂しいな～。

な)いやいや、それでも画面構成は必要だし、「動き」を記録する動画と「瞬間」を切り取る写真は、その画面構成が異なるはずだよ。だから、写真が動画というジャンルに取り込まれてしまうことはないと思うよ。

3. 「偶然撮影された写真」は著作物か？

チ) そうですね、10月号のクイズで、「偶然撮影された写真も著作物だ」っていう答えがあったじゃない。あれ、シッカリこないんだけど。

な) p.28の引用判決、もう一度読んでくれる？ 最後の2行部分。

チ) 「偶然にシャッターチャンスをつえた場合のように、撮影者の意図を離れて偶然の結果に左右されることもある」って書いてある！ ホントだ！……でも、そんな写真が「思想感情の表現」なの？

な) チョッキーの言うことも正論だね。でも、「偶然に撮影された写真」が著作物として保護されるという事実は、そのとおりだと思う。それは、第一に、その写真が「偶然撮られた写真かどうか分からないから」だよ。

チ) わっ、何！？ その消極的な理由！

な) ハハハ。もし、カメラを壁にぶつけたときに、偶然シャッターが押されて良い写真が撮れたとしても、それが「偶然シャッターが押された写真」とは誰にも分からないじゃない^{※5}。

チ) う～ん、納得していいのかなあ……。他の理由は？

な) 第二に、多くの「偶然」は、「シャッターチャンス」についてだから。例えば、「冬の海の写真を撮ろうと画面構成を決めてシャッターを押したら、偶然カモメが飛び込んできて良い写真が撮れた」という場合を考えよう。この場合、「画面構成」については、撮影者の意図があるよね。

チ) そっか。確かに、偶然が起こる基礎には撮影者の意図があるね。

な) 「偶然かどうか」を争うのは不毛だし、「偶然」に寄り添うかたちで「撮影者の意図」が存在する場合も多いんだ。プロの写真家も「偶然」は一定条件の上に成り立つから作品の価値を「偶然」だからといって低く判断することはないそうだよ^{※6}。

チ) なるほどね。納得。それにしても、写真ならではの問題だね。

※5) 「何が写真の著作物性を判断する基準になるかといえば、基本的には、……(中略)……被写体風景の中からどういう構図を取り切るかという判断、あるいはシャッター・チャンスをいかにうまく捉えるかという勘、絞り等の工夫などが、著作物性の判断に係ろうかと思えます。しかし、このような判断基準は、写真の創作過程における写真家の知的活動ではあっても、他の著作物の場合と異なり、できあがった写真の外見からそれを判断することは困難な場合が多いのが実際だと思います」(加戸守行『著作権法逐条講義(四訂新版)』、社団法人著作権情報センター、p.123より)

※6) 本稿執筆にあたり、写真家の穴戸眞一郎氏に写真撮影・写真のオリジナリティーについてご説明・ご意見をいただきました。御礼を申し上げます。

今回は、
写真の著作権の効力について解説します。



今月のクイズです。
撮影ポイントを独自に研究して撮影した風景写真があります。他人がこの写真を参考にしてその場所を見つけ、撮影ポイントも探し出して、同じような風景写真を撮影しました。この後の写真は、先の写真の著作権を侵害する可能性があるでしょうか？

※解答は p.65



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp